

# 名張市公共施設等総合管理計画 (改訂版)



なばりのナッキー

2016 (平成28) 年	11月	
2020 (令和 2) 年	11月	改訂
2021 (令和 3) 年	4月	改訂
2023 (令和 5) 年	2月	改訂

# 目 次

1. 計画策定の背景と目的	3	(1 1) フォローアップの実施方針	2 6
(1) 背景と目的	3	5. 施設類型ごとの管理に関する方針	2 7
(2) 位置付け	3	(1) 市民文化系施設	2 7
(3) 方針期間	3	(2) 社会教育系施設（図書館、博物館等）	2 8
(4) 対象範囲	4	(3) スポーツ・レクリエーション系施設	2 8
2. 名張市の現状と課題	5	(4) 産業系施設	2 9
(1) 人口等の推移	5	(5) 学校教育系施設	2 9
(2) 年齢階層別人口構成比の推移	5	(6) 子育て支援施設	3 0
(3) 財政の状況と将来の見通し	6	(7) 保健・福祉施設	3 1
3. 公共施設等の現況と課題	8	(8) 医療施設	3 2
(1) 公共施設等の保有状況	8	(9) 行政系施設	3 3
(2) 有形固定資産減価償却率の推移	1 3	(1 0) 公営住宅	3 3
(3) 公共施設等の課題や将来の見通し	1 6	(1 1) 供給処理施設	3 3
4. 公共施設等総合管理に関する基本方針	2 2	(1 2) 病院施設	3 4
(1) 基本方針	2 2	(1 3) その他の施設等	3 4
(2) 点検・診断等の実施方針	2 5	(1 4) インフラ施設	3 5
(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	2 5	■ 用語解説	3 7
(4) 安全確保の実施方針	2 5	※ 本文中「(番号) <u>下線</u> 」の語句は、	
(5) 耐震化の実施方針	2 5	用語解説に掲載しています。	
(6) 長寿命化の実施方針	2 5		
(7) ユニバーサルデザイン化の推進 方針	2 5		
(8) 脱炭素化に向けた施設整備の推進 方針	2 5		
(9) 統合や廃止の推進方針	2 6		
(1 0) 総合的かつ計画的な管理を実現 するための体制の構築方針	2 6		

## 1. 計画策定の背景と目的

### (1) 背景と目的

本市では、昭和40年代頃から関西圏のベッドタウンとして、大規模な住宅開発が進み、2000（平成12）年までの間、人口が急増しました。急激な人口増加に伴い、公共建築物及び<sup>(1)</sup> インフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の建設・整備を行ってきましたが、現在、公共施設等の約半数が既に築30年以上を経過し、老朽化が進んでいます。

これらの公共施設等については、大規模改修や建て替えを行わなければ、老朽化の進行により、安心して使用できなくなる可能性があります。しかしながら、厳しい財政状況に加え、人口減少や少子高齢化による歳入の減少のほか、社会保障費の増大など<sup>(2)</sup> 義務的経費の増加によって、厳しい行財政運営が予想される中、全ての施設を維持・<sup>(3)</sup> 更新することは困難な状況です。

このことは、本市に限らず他自治体においても共通の課題であり、国は<sup>(4)</sup> インフラ長寿命化基本計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を示すなど、公共施設等に求められる安全・機能を今後も確保するための支援を実施していくこととしています。

本計画では、本市における人口構成や市民ニーズの変化に即した施設の適切な規模と在り方を検討し、長期的な視点を持って更新・統廃合・<sup>(5)</sup> 長寿命化などを計画的に行うことで、公共施設等の機能維持に取り組みます。また、財政負担の軽減と平準化により次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置など、公共施設等に係る<sup>(6)</sup> マネジメントの実現を目指します。

### (2) 位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体に策定を求めている「公共施設等の<sup>(7)</sup> 維持管理、更新等を着実に推進するための行動計画」に該当し、2014（平成26）年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づくものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「名張市総合計画」を含めた市の関連計画との整合を図るとともに、各施設の個別計画・長寿命化計画の上位計画として位置付け、公共施設等の取組に係る横断的なマネジメントの方針を提示します。

### (3) 計画期間

一般財団法人 地域総合整備財団<ふるさと財団>が提供する公共施設等更新費用試算ソフトにおいて、本市の公共施設の今後の更新費用等を試算した結果、本市が保有する公共施設等の多くは昭和40～50年代に整備したものであり、高度経済成長期に続く10年間に整備された建築物の更新時期や都市基盤整備の補修時期は、今後40年の間に集中しています。

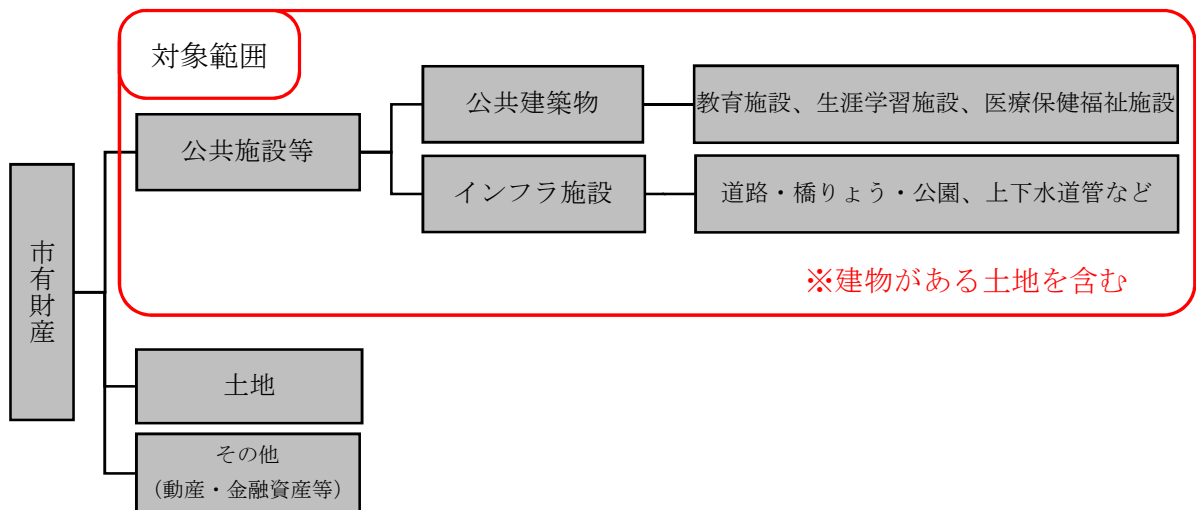
公共施設等の計画的な管理運営を推進するためには、中長期的な視点が不可欠であることから、2017（平成29）年度から2046（平成58）年度までの30年間を本計画の対象期間とします。なお、10年ごとに計画の見直しを行うことを基本として、財政の状況や制度変更など、試算の前提条件に変更が生じた場合にも適宜見直しを行います。

#### (4) 対象範囲

本計画では、今後の建て替えや大規模改修等を検討する施設として、本市が保有する財産のうち、公共建築物とインフラ施設を合わせた公共施設等を対象とします。

ただし、以下のインフラ施設については、次の理由から更新費用試算の対象外としています。

- ア. 河川については、行政投資額の全体に占める割合が僅少であり、主な整備主体が国及び都道府県であること、又適切に維持管理すれば永久に使えるとされ、耐用年数が無限大（平成17年度国土交通白書）とされています。公園及び農林道等についても同様に行政投資額の全体に占める割合が低いことから、更新の概念がないものとして対象外としています。
- イ. 借り上げ等の利用形態により、市が更新費用を負担しない施設は対象外としています。



## 2. 名張市の現状と課題

### (1) 人口等の推移

大規模な住宅開発に伴う転入者の増加により昭和40年代後半から急増した本市の人口も、2000（平成12）年をピークに微減しており、今後においてもこの傾向が続くものと見込んでいます。

また、人口の増加とともに増え続けていた世帯数は、人口のピークを過ぎた今もなお増え続けていますが、1世帯当たりの人員が年々減少していることから、核家族化や一人暮らし世帯の増加が要因と考えられます。

【名張市の人口等の推移と見通し】名張市総合計画『新・理想郷プラン』より引用



資料：2010（平成22）年までの実績値は、国勢調査(各年10月1日現在)の値。2015（平成27）年以降の人口総数は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の値。(8)

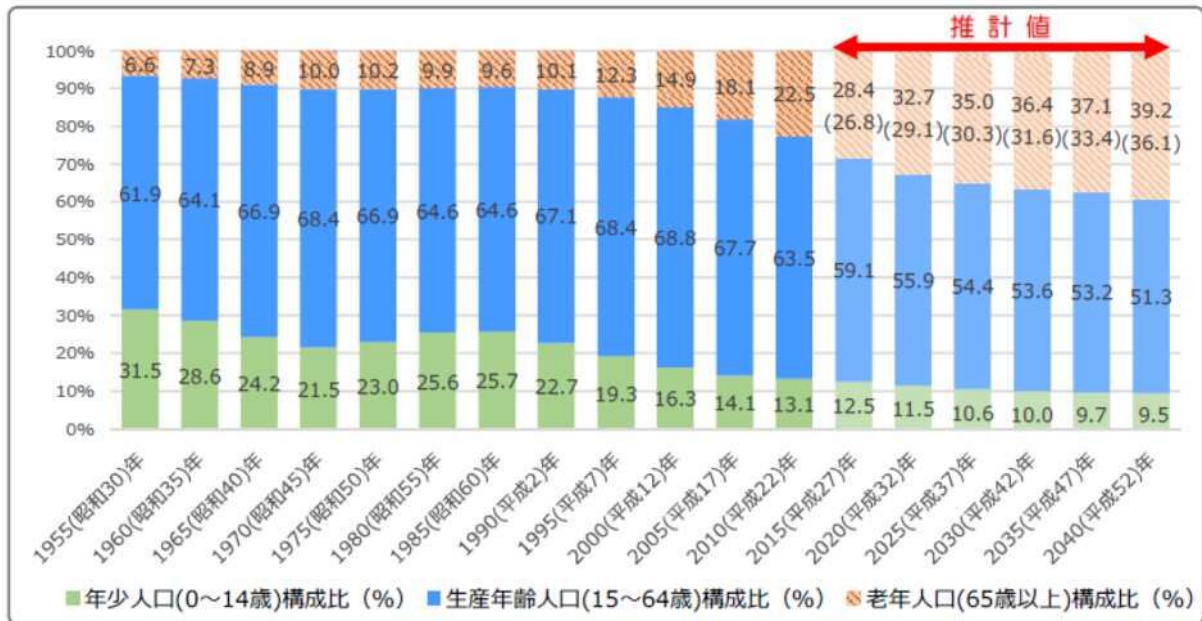
### (2) 年齢階層別人口構成比の推移

年代別人口構成を見ると、老年人口（65歳以上）が増加傾向にある一方で、それを支える生産年齢人口（15～64歳）や年少人口（14歳以下）は減少傾向にあります。

本市においても高齢化は進行しており、とりわけ、大規模な住宅開発に伴い昭和40年代後半から関西圏のベッドタウンとして、いわゆる団塊の世代が一気に転入した本市においては、今後当面の間は老年人口が増え続けるとともに、これまでのように若者の転出による生産年齢人口の減少が続いた場合、全国平均の倍のスピードで高齢化が進むものと見込まれます。

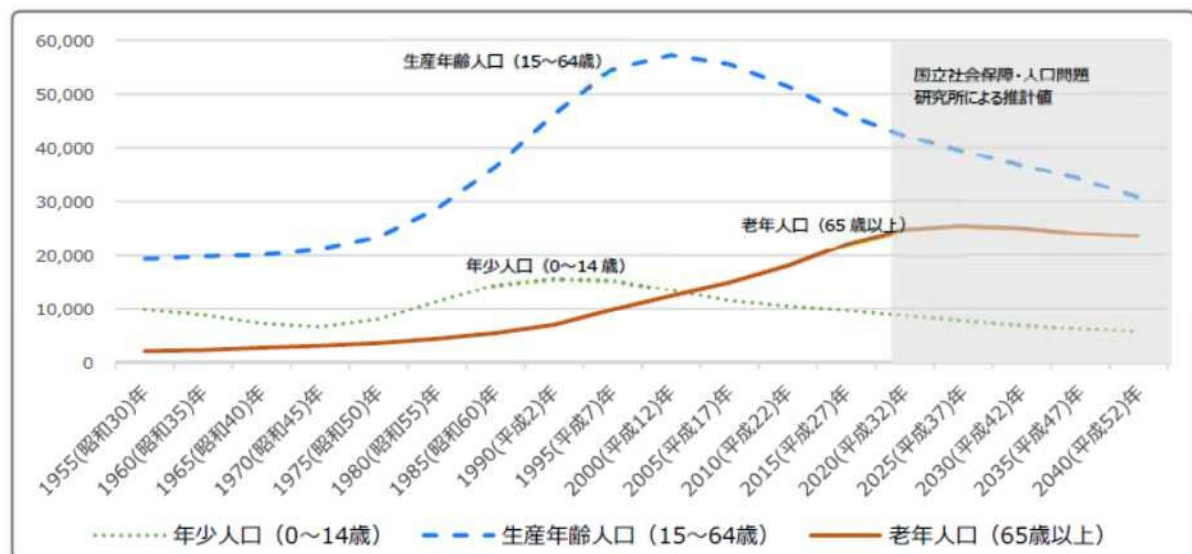
一方、老年人口の総数を見ると、2025（平成37）年頃をピークに増加が落ち着き、ほぼ横ばいの見通しとなっています。

【名張市の年齢階層別人口構成比の推移と見通し】名張市総合計画『新・理想郷プラン』より引用



資料：2010（平成 22）年までの実績値は、国勢調査(各年10月1日現在)の値。2015（平成 27）年以降の値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」の値。老年人口の推計値の（ ）内は全国値

【名張市の年齢階層別人口の推移と見通し】名張市総合計画『新・理想郷プラン』より引用



資料：2010（平成 22）年までの実績値は、国勢調査(各年10月1日現在)の値。2015（平成 27）年以降の値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」の値。

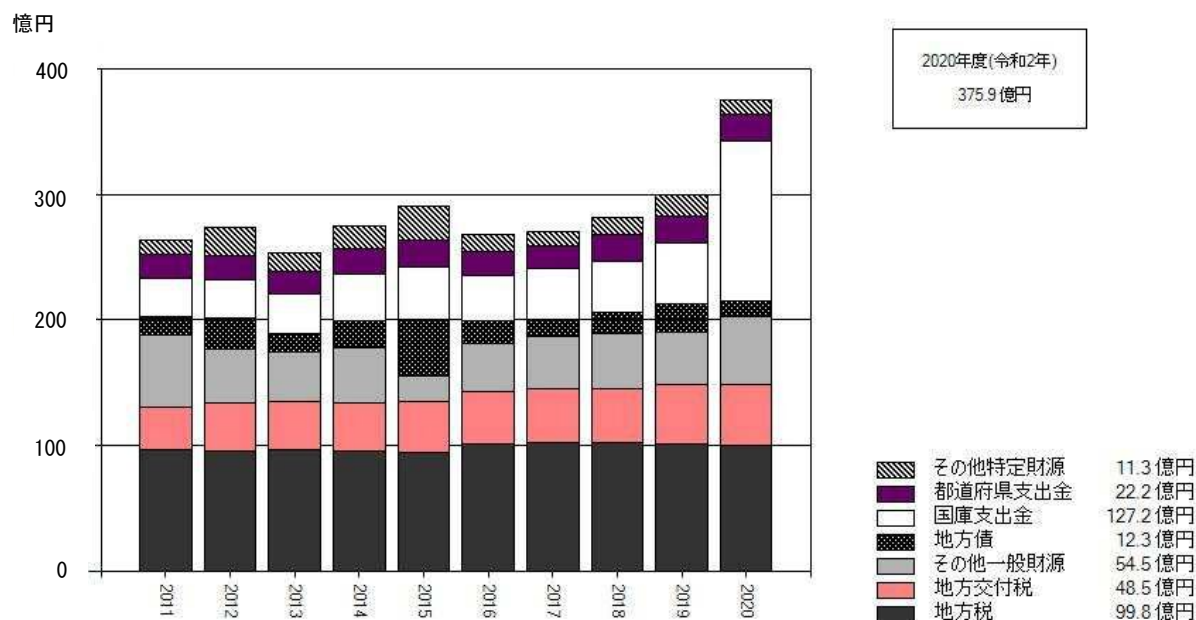
### (3) 財政の状況と将来の見通し

名張市は、2002（平成14）年度の「財政非常事態宣言」以降、市政一新プログラムや財政早期健全化計画に基づき、事務事業の見直しや総人件費の抑制など、行財政改革に取り組んできました。2009（平成21）年度以降の財政健全化の最大の山場においては、こうした取組を行っても不足する財源を、財政調整基金等の取り崩しや行政改革等推進債など特別な起債の発行、さらには水道事業会計からの借入により、黒字決算を維持してきました。

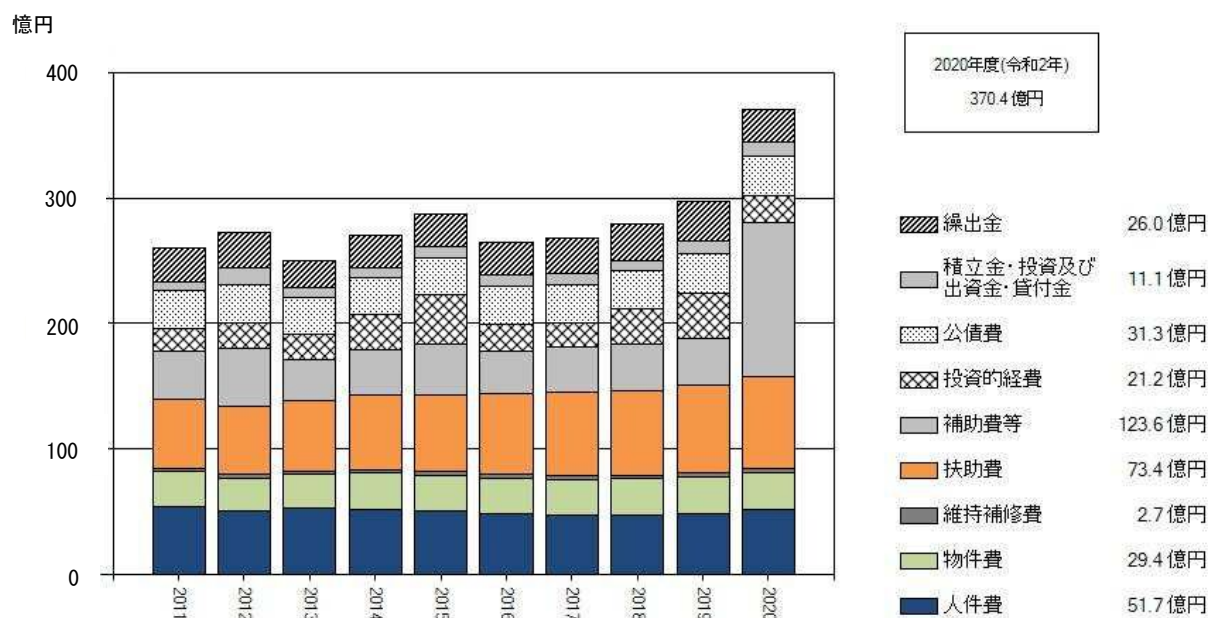
今後、歳入面では、生産年齢人口の減少等による市税収入の減少、さらには、<sup>(9)</sup> 地方交付税をはじめとする国の地方に対する支援の在り方も流動的で、伸びが期待できません。

歳出面では、急激な高齢化による<sup>(10)</sup> 扶助費の大幅な増加が見込まれるほか、老朽化する公共施設等の維持・更新費用の増加に対応するための対策が必要です。

### 【名張市普通会計 歳入決算額の推移と内訳】



### 【名張市普通会計 歳出決算額の推移と内訳】



### 3. 公共施設等の現況と課題

#### (1) 公共施設等の保有状況

名張市公共施設等総合管理計画が対象とする公共施設は、2020（令和2）年度3月末現在で276施設、総床面積は313,697.22㎡で、施設別の保有状況は以下のとおりです。

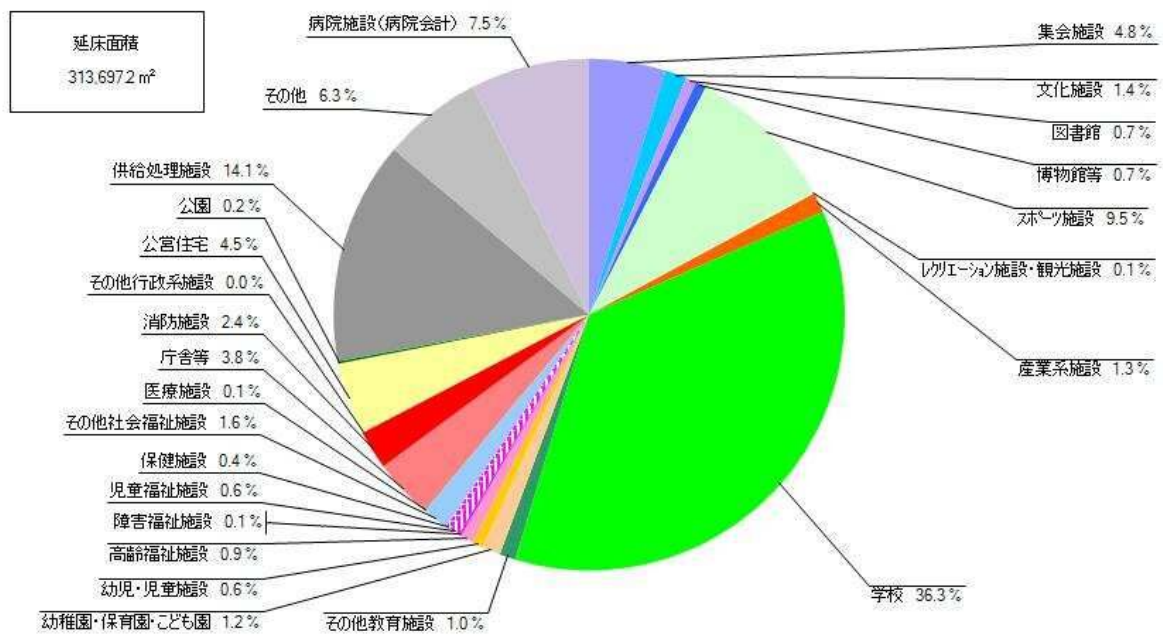
【公共建築物】（ ）内の施設数は、併設・複合による重複分

大分類	中分類	主な施設	施設数	施設総数	延床面積
市民文化系施設	集会施設	各地区市民センター、旧細川邸やなせ宿	38	55	15,204.50 ㎡
	文化施設	名張藤堂家邸、青少年センター	6	10	4,288.00 ㎡
社会教育系施設	図書館	市立図書館	1	1	2,085.93 ㎡
	博物館等	郷土資料館	1	5	2,110.00 ㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	名張中央公園体育施設、武道交流館いさいき、各地区体育館	9(5)	24	29,726.45 ㎡
	レクリエーション施設・観光施設	赤目四十八滝キャンプ場	1	13	363.27 ㎡
産業系施設	産業系施設	勤労者福祉会館、八幡工業団地管理センター、育苗施設、共同農作業場、国津の杜はぐくみ工房あららぎ	14(3)	21	4,015.12 ㎡
学校教育系施設	学校	小学校、中学校	19	217	113,728.00 ㎡
	その他教育施設	比奈知教育集会所、一ノ井教育集会所、百々教育集会所、教育センター	4(1)	5	3,167.36 ㎡
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所、幼稚園	7	10	3,672.89 ㎡
	幼児・児童施設	こども支援センターかがやき、放課後児童クラブ	12(11)	16	2,018.4 ㎡
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センターふれあい	7(2)	7	2,744.32 ㎡
	障害福祉施設	もみじの家	1	1	451.92 ㎡
	児童福祉施設	子どもセンター	1	2	1,817.20 ㎡
	保健施設	保健センター	1	2	1,106.23 ㎡
	その他社会福祉施設	比奈知文化センター、一ノ井市民センター、総合福祉センターふれあい	6(2)	6	5,030.82 ㎡
医療施設	医療施設	応急診療所	1(1)	1	164.15 ㎡
行政系施設	庁舎等	名張市役所	1	6	11,892.00 ㎡
	消防施設	消防庁舎・防災センター、消防団ポンプ庫、防火水槽、消火栓	※57	※62	※7,675.32 ㎡
	その他行政系施設	名張川河川防災ステーション水防倉庫	2	2	132.50 ㎡
公営住宅	公営住宅	各市営住宅	7	69	14,239.66 ㎡
公園	公園	朝日公園	14	20	492.86 ㎡
供給処理施設	供給処理施設	伊賀南部浄化センター	4	20	14,080.55 ㎡
その他	その他	斎場、駐車場、自転車駐輪場	24	54	19,866.89 ㎡
上水道施設	上水道施設	上下水道部（富貴ヶ丘浄水場）	41	53	10,507.04 ㎡
下水道施設	下水道施設	中央浄化センター	20	28	19,584.61 ㎡
病院施設	病院施設	市立病院	2	9	23,531.23 ㎡

※防火水槽（393 か所）及び消火栓（1,312 か所）の数は含まない



## 【公共建築物の延床面積割合】



	分類別の延床面積	総延床面積に対する割合
学校教育系施設 (学校 + その他教育施設)	116,895.36 m <sup>2</sup>	(37.3%)
供給処理施設 (上・下水道施設を含む)	44,172.20 m <sup>2</sup>	(14.1%)
スポーツ・レクリエーション系施設 (スポーツ施設 + レクリエーション施設・観光施設)	30,089.72 m <sup>2</sup>	(9.6%)
病院施設	23,531.23 m <sup>2</sup>	(7.5%)
市民文化系施設 (集会施設 + 文化施設)	19,492.50 m <sup>2</sup>	(6.2%)

建築年別にみると、昭和40～50年代の建物は約157,342 m<sup>2</sup>あり、全体の約50%を占めています。1981（昭和56）年以前に建てられた旧耐震基準の建築物は、ほぼ耐震改修済みであるものの、床面積合計で約122,353 m<sup>2</sup>（約39%）存在しており、古い施設から老朽化の進展に応じて順次大規模改修や建て替えが必要となります。

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経つと大規模改修が、築60年程度が経つと建て替えが必要となるとされていることから、昭和40～50年代に整備された施設の大規模改修・建て替えの大きな波が今後到来することが見込まれます。

特に、公営住宅、学校教育系施設、社会教育系施設などで老朽化が進行しています。

【2015（平成27）年度以降に行った対策】

2015（平成27）年度以降に新規供用、売却、解体、用途廃止された施設を以下に示します。

（新規供用）

（単位㎡）

年度	大分類	中分類	施設名	延床面積	備考
2015 (平成 27)	下水道施設	下水道施設	南部つつじが丘処理場	2,780.00	
2016 (平成 28)	市民文化系施設	集会施設	蔵持市民センター 地域活動拠点	20.12	
	保健・福祉施設	その他社会福祉施設	ひなち地域福祉整備拠点	116.42	
	その他	その他	赤目口駅前公衆便所	33.49	
2017 (平成 29)	下水道施設	下水道施設	比奈知農業集落排水施設	242.00	
2018 (平成 30)	スポーツ・レクリエーション施設	レクリエーション施設・観光施設	名張市赤目四十八滝キャンプ場 宿泊棟4棟	66.24	
			名張市赤目四十八滝キャンプ場 シャワー棟	2.88	
	学校教育系施設	学校	桔梗が丘中学校	8,327.00	
2019 (令和元)	行政系施設	消防施設	名張市消防団 錦生分団 黒田ポンプ庫	33.62	
2020 (令和2)	行政系施設	消防施設	名張市消防団 錦生分団 井出・結馬・坂ノ下ポンプ庫	37.50	
	病院施設	病院施設	名張市地域外来検査センター	35.53	

（売却）

（単位㎡）

年度	大分類	中分類	施設名	延床面積	備考
2016 (平成 28)	市民文化系施設	文化施設	元市民会館	844.00	
			元市民会館 倉庫	30.00	
2020 (令和 2)	産業系施設	産業系施設	農業研修センター	576.00	

(解体)

(単位㎡)

年度	大分類	中分類	施設名	延床面積	備考
2016 (平成 28)	その他	その他	ぶどう園 トイレ	22.08	
2017 (平成 29)	その他	その他	出合茶屋 トイレ	10.32	
2018 (平成 30)	行政系施設	消防施設	名張市消防団 錦生分団 黒田ポンプ庫	16.20	建替え
	その他	その他	栄町駐車場 管理事務所	11.00	
			栄町駐車場 仮設トイレ	1.60	
2020 (令和 2)	行政系施設	消防施設	名張市消防団 錦生分団 坂ノ下ポンプ庫	11.11	建替え
			名張市消防団 錦生分団 井手 結馬ポンプ庫	11.11	建替え

(用途廃止)

(単位㎡)

年度	大分類	中分類	施設名	延床面積	備考
2018 (平成 30)	子育て支援施設	幼稚園・保育園・ こども園	蔵持保育所	477.00	
2019 (令和元)	学校教育系施設	学校	桔梗が丘中学校	5,186.00	
2020 (令和 2)	病院施設	病院施設	名張市立病院 自転車・バイク置場 (一部)	35.53	
			介護老人保健施設ゆりの里	2,553.76	

【施設類型ごとの延床面積の推移】

増減のあった施設類型ごとの延床面積の推移は以下のとおりです。

(単位㎡)

大分類	中分類	年度別延床面積の増減						施設類型ごとの増減の計
		2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	
市民文化系施設	文化施設		▲874.00					▲874.00
市民文化系施設	集会施設		20.12					20.12
スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設				69.12			69.12
産業系施設	産業系施設						▲576.00	▲576.00
学校教育系施設	学校				8,327.00	▲5,186.00		3,141.00
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園				▲477.00			▲477.00
保健・福祉施設	その他社会福祉施設		116.42					116.42
行政系施設	消防施設				▲16.20	33.62	15.28	32.70
その他	その他		11.41	▲10.32	464.40	5,186.00	2,553.76	8,205.25
下水道施設	下水道施設	2,780.00		242.00				3,022.00
病院施設	病院施設						▲2,553.76	▲2,553.76
年度別合計		2,780.00	▲726.05	231.68	8,367.32	33.62	▲560.72	10,125.85

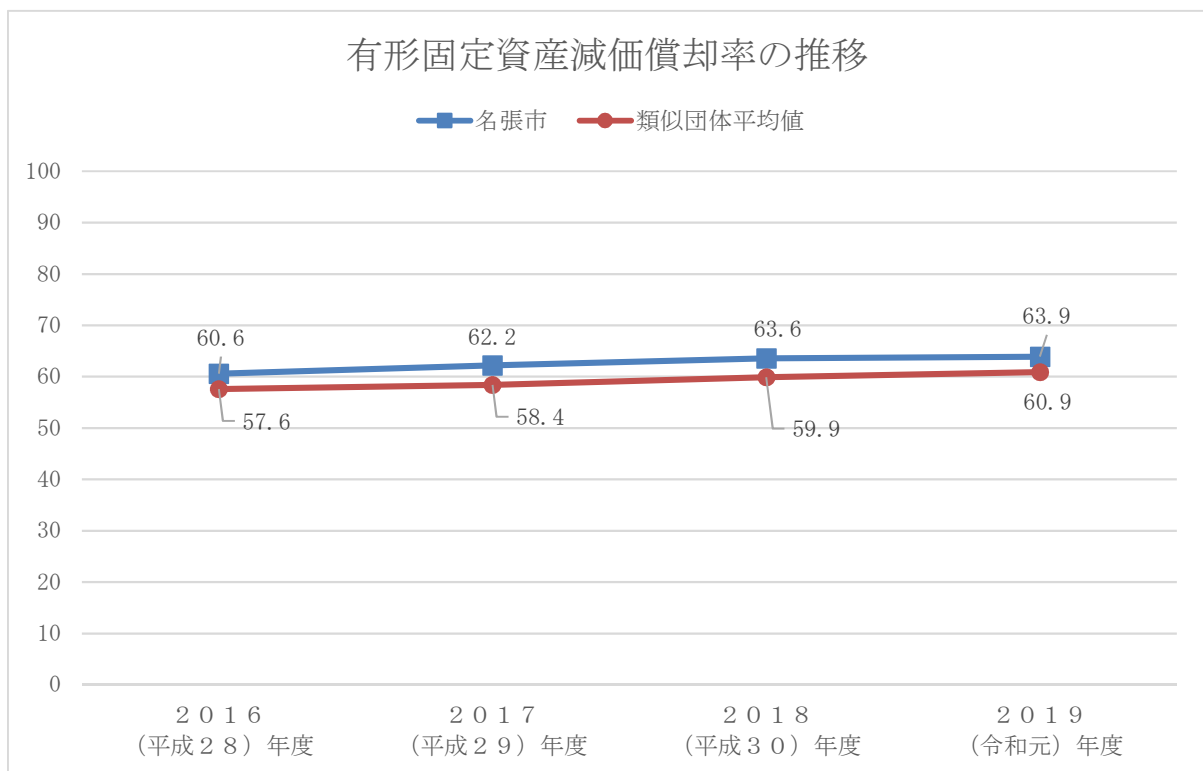
【有形固定資産減価償却率の推移】

本市の有形固定資産減価償却率は2019（令和元）年度において63.9%となっており、類似団体平均値の60.9%より高い数値を示しています。

有形固定資産減価償却率が60%を超えて年々増加していることから、資産の老朽化が進んでいる状況です。

(単位%)

	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)
名張市	60.6	62.2	63.6	63.9
類似団体平均値	57.6	58.4	59.9	60.9



＜参考＞有形固定資産減価償却率について

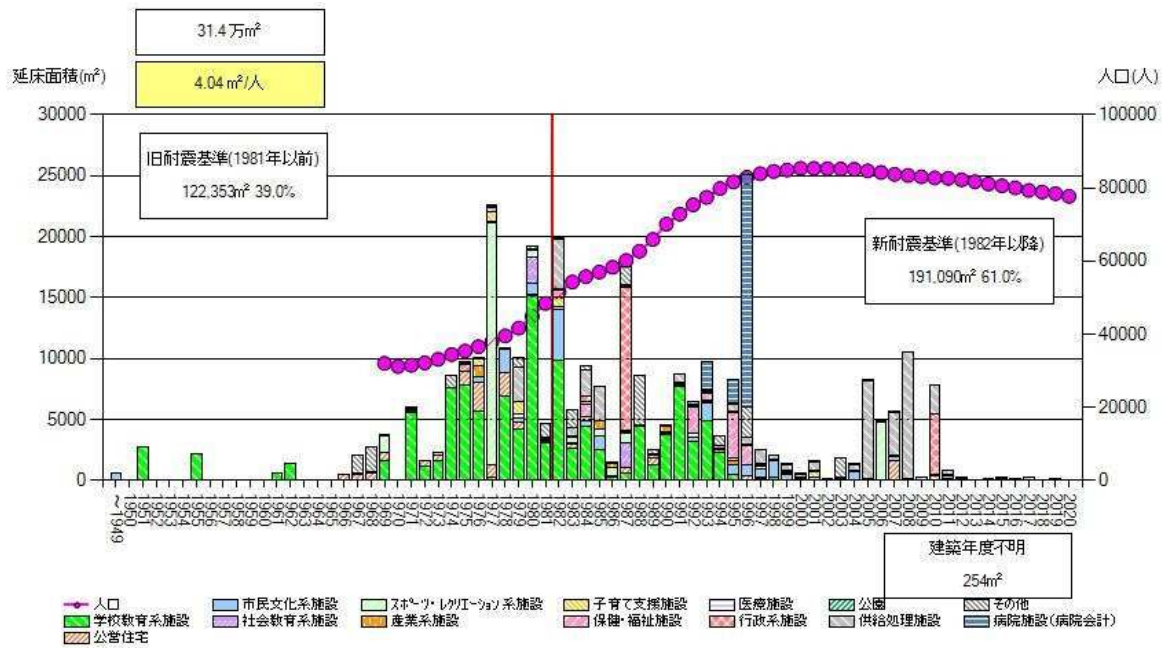
有形固定資産減価償却率とは有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができます。この割合が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しています。

ただし、割合が高くても直ちに施設の建て替えや安全性に必ずしも直結するわけではありません。

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表されます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

### 【公共建築物の年度別整備延床面積】



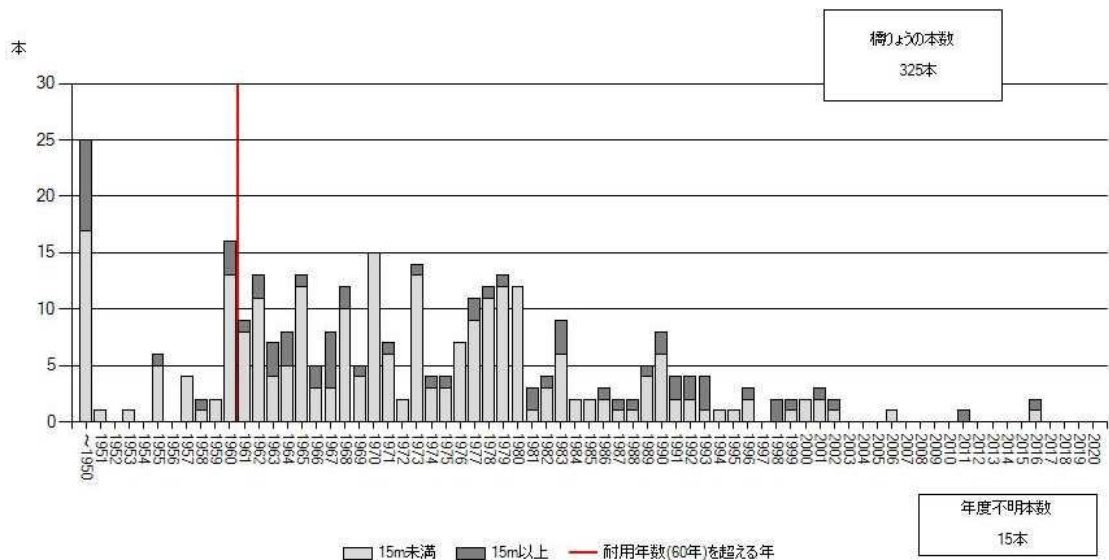
### 【インフラ施設】

インフラ施設については、道路延長800,544m、橋りょう325本、上水道管路延長668,519m、下水道管路延長420,957mとなっています。

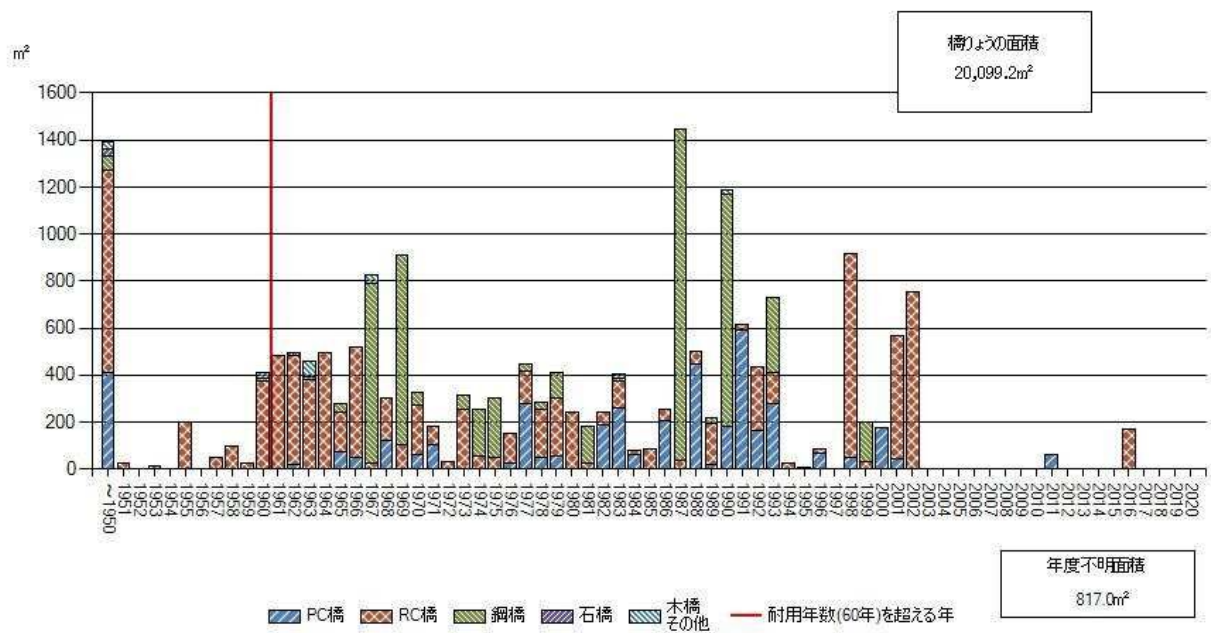
種別	主なインフラ施設	施設数		増減
		2016(平成28)年11月	2021(令和3)年3月	
道路・橋りょう	道路延長	798,873m	800,544m	1,671m
	橋りょう	380本	※325本	▲55本
上水道施設	管路延長	669,435m	668,519m	▲916m
下水道施設	管路延長	368,653m	420,957m	52,304m

※名張市橋梁長寿命化修繕計画の見直しにより橋長が2m以上を対象としています。

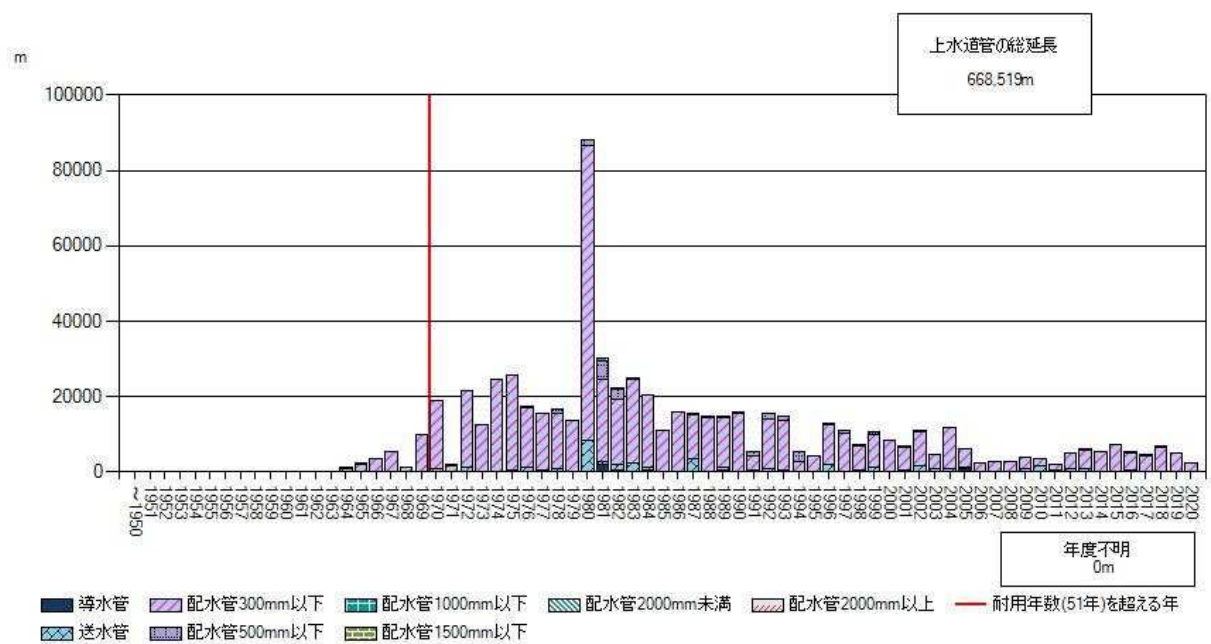
### 【橋りょうの年度別整備数】



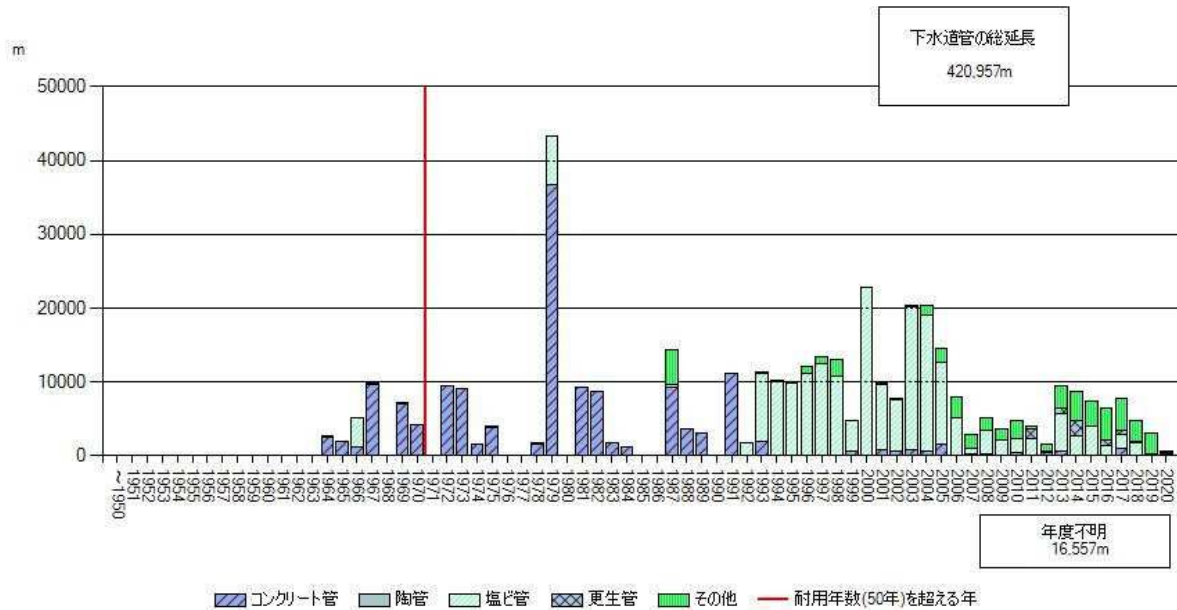
【橋りょうの構造別年度別整備面積】



【上水道施設の年度別整備延長】



## 【下水道施設の年度別整備延長】



## (2) 公共施設等の課題や将来の見通し

### 【公共建築物の更新費用】

一般財団法人 地域総合整備財団<ふるさと財団>が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を使用し、本市の公共建築物（上・下水道施設は、インフラ施設として試算するため除外）を耐用年数経過時に単純更新した場合で試算した結果、将来更新費用は、今後40年間で、総額1,440.0億円、年平均36.0億円となります。

同ソフトを使用し、長寿命化を実施した場合で試算した結果の将来更新費用は、今後40年間で、総額892.0億円、年平均22.3億円となります。長寿命化を実施した場合、今後40年間で総額548.0億円、年平均で13.7億円の効果が見込まれます。

長寿命化を実施した場合の将来更新費用は、直近5か年度平均の<sup>(11)</sup> 投資的経費19.0億円の1.17倍となります。投資的経費の全てを更新費用に充てても、まだ不足しており、今後、全ての公共施設を更新していくことは財政的な観点からも困難が予想されます。しかし、施設の老朽化は、ますます深刻化することから、必要な公共サービスを計画的、かつ効率的に提供し続けることが課題となります。

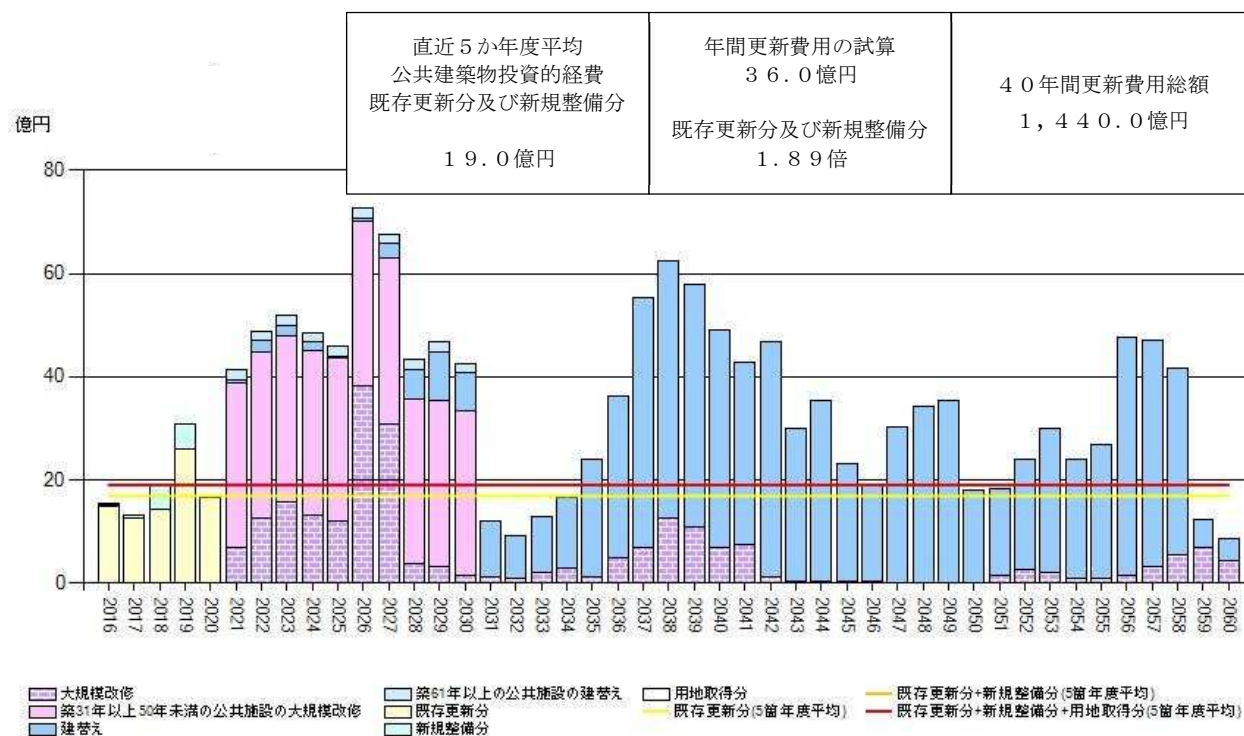
(単純更新→長寿命化)

	大規模改修	建替え
単純更新	30年	60年
長寿命化	40年	80年

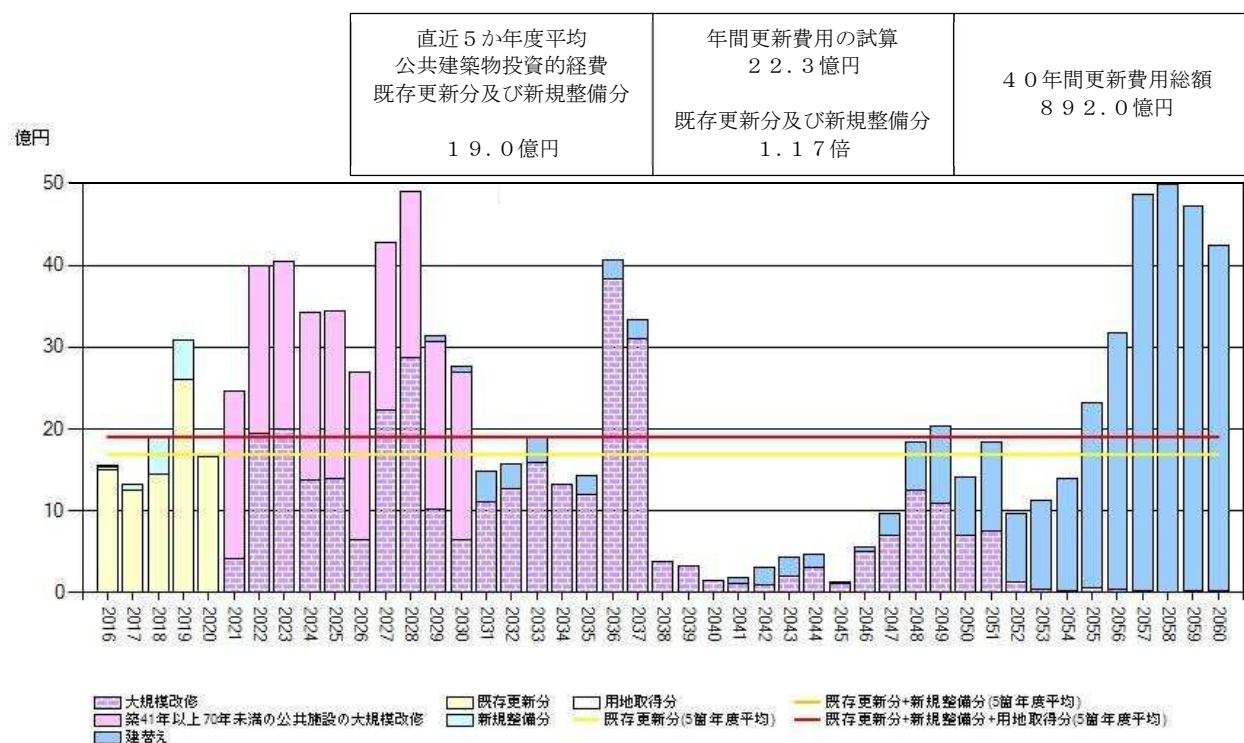
※長寿命化の年数は「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」を参考に設定



(公共建築物を耐用年数経過時に単純更新した場合の試算額)



(公共建築物を長寿命化した場合の試算額)



(公共建築物の長寿命化による効果額)

	40年間	年平均
単純更新した場合 (①)	1,440.0億円	36.0億円
長寿命化した場合 (②)	892.0億円	22.3億円
効果額 (①-②)	548.0億円	13.7億円

【インフラ施設の更新費用】

一般財団法人 地域総合整備財団<ふるさと財団>が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を使用し、本市のインフラ施設を耐用年数経過時に単純更新した場合で試算した結果、将来更新費用は、今後40年間で総額1,344.0億円、年平均33.6億円となります。

同ソフトを使用し、長寿命化を実施した場合で試算した結果の将来更新費用は、今後40年間で、総額1,184.0億円、年平均29.6億円となります。長寿命化を実施した場合、今後40年間で総額160.0億円、年平均で4.0億円の効果が見込まれます。

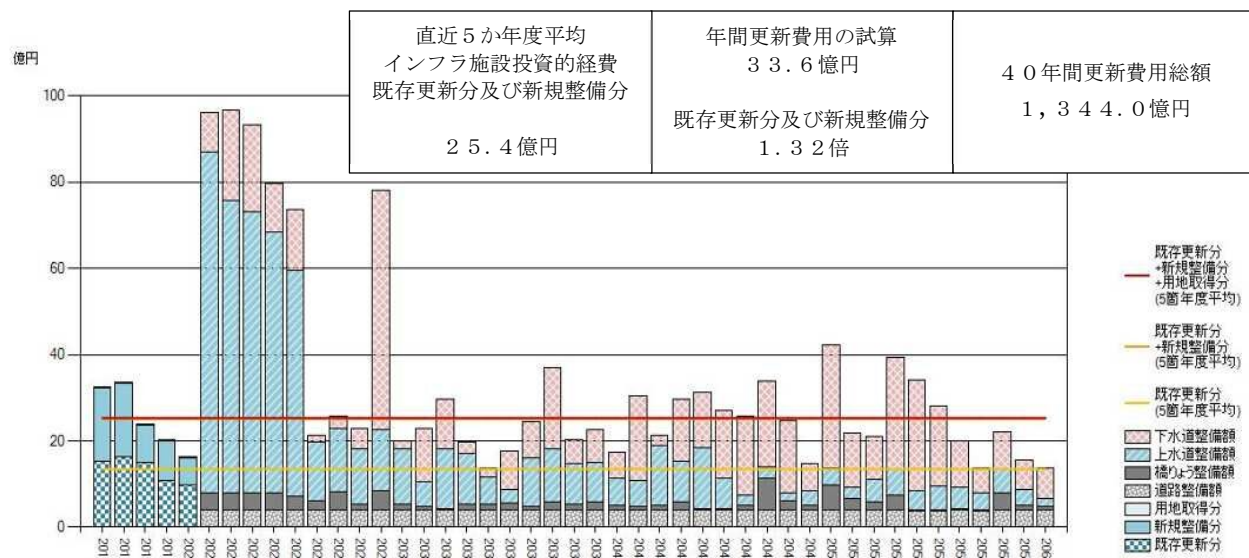
長寿命化を実施した場合の将来更新費用は、直近5か年度平均の投資的経費25.4億円の1.17倍となります。

既に長寿命化計画を策定し、老朽化対策に努めているものもありますが、今後も更新費用の増大が予想される中、計画的かつ効率的な維持管理が課題となります。

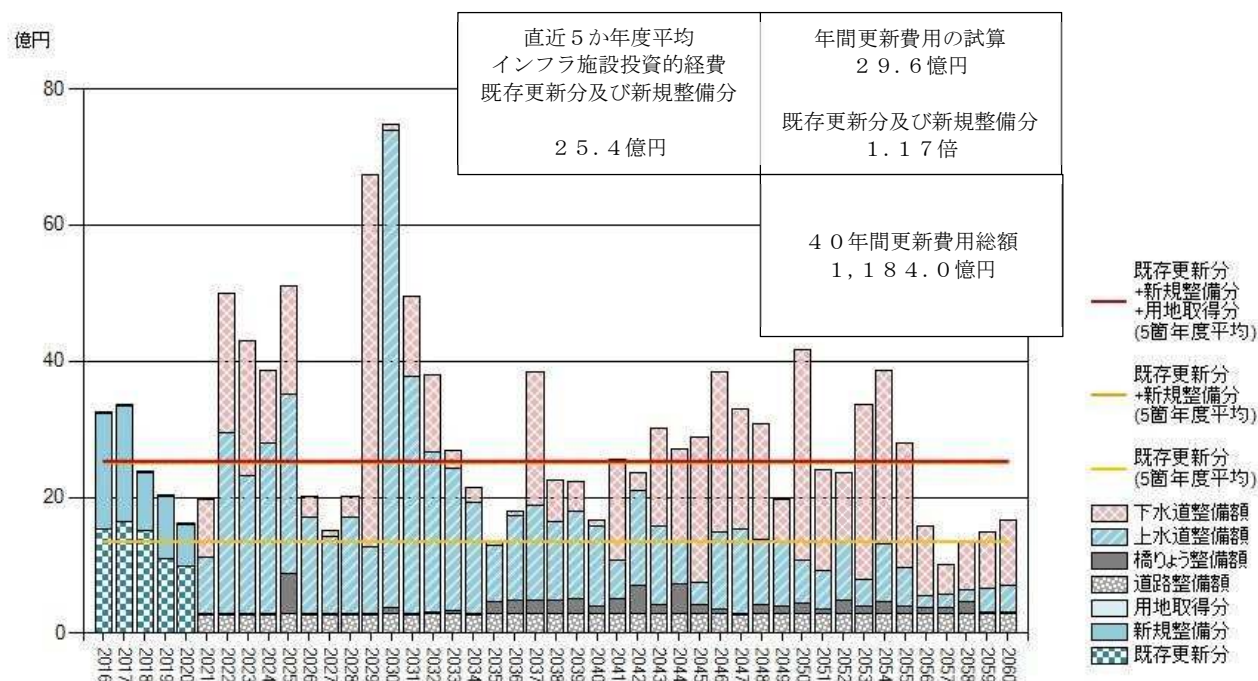
(単純更新→長寿命化)

	単純更新	長寿命化
橋りょう	50年	「名張市橋梁長寿命化修繕計画」により50年間で15.1億円(1年間で0.3億円)の削減を見込んでいます。
道 路	50年	「日本の社会資本2017」に基づき70年で算定しています。
上水道施設	大規模改修 30年 建替え 60年 管 40年	大規模改修 40年 建替え 80年 管 50年
下水道施設	大規模改修 30年 建替え 60年 管 50年	大規模改修 40年 建替え 80年 管 50年

(インフラ施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の試算額)



(インフラ施設を長寿命化した場合の試算額)



(インフラ施設の長寿命化による効果額)

	40年間	年平均
単純更新した場合 (①)	1,344.0億円	33.6億円
長寿命化した場合 (②)	1,184.0億円	29.6億円
効果額 (①-②)	160.0億円	4.0億円

### 【全体の更新費用】

一般財団法人 地域総合整備財団〈ふるさと財団〉が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を使用し、本市の公共施設等を耐用年数経過時に単純更新した場合で試算した結果、将来更新費用は、今後40年間で総額2,784.0億円、年平均69.6億円となります。

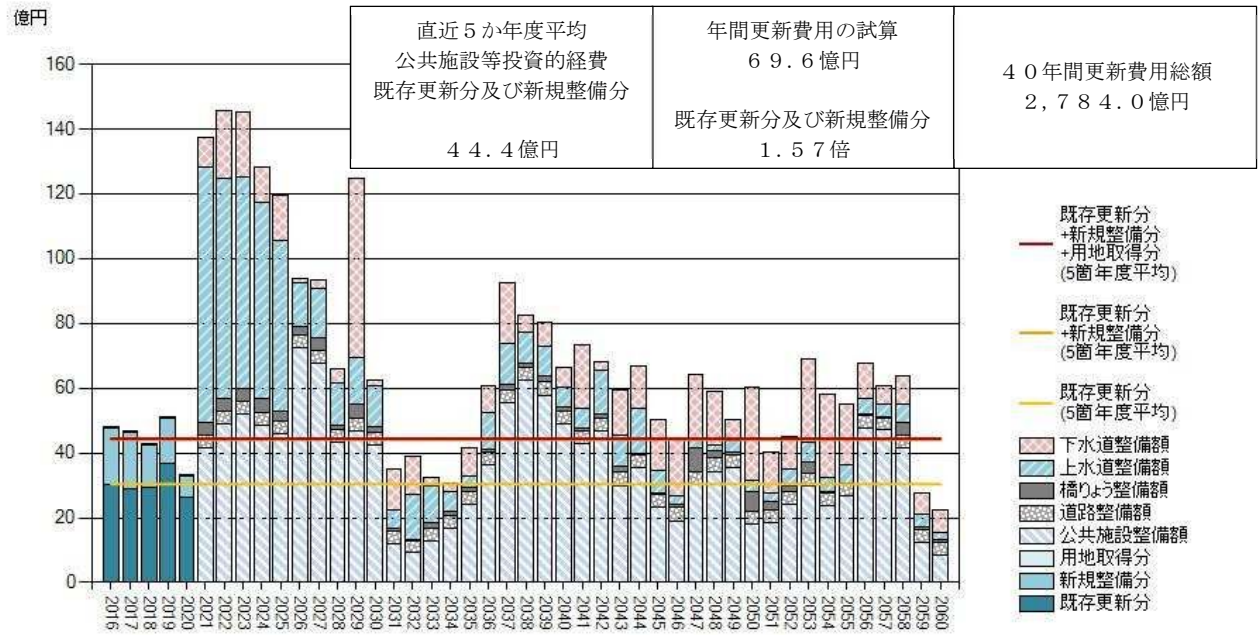
同ソフトを使用し、長寿命化を実施した場合で試算した結果、将来更新費用は、今後40年間で、総額2,076.0億円、年平均51.9億円となります。長寿命化を実施した場合、今後40年間で総額708.0億円、年平均で17.7億円の効果が見込まれます。

長寿命化を実施した場合の将来更新費用は、直近5か年度平均の投資的経費44.4億円の1.17倍となります。

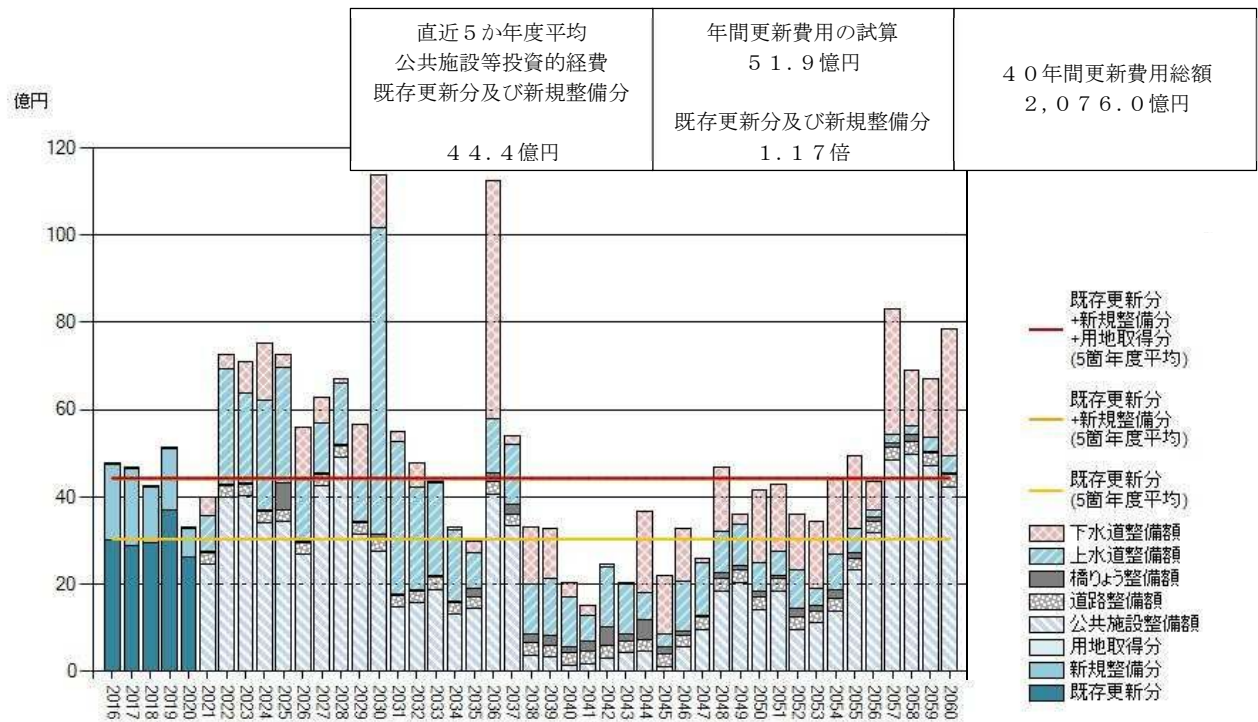
また、施設の維持・運営に係る年間の維持管理費は直近5か年度平均で12.6億円となっています。

公共施設等総合管理計画とは、長期的かつ経常的な視点で、公共施設等を管理・活用・処分する取組に努力する方針です。今後、本市の人口や年齢構成の変化に伴い、必要とされる施設機能も変化していくものと考えられることから、将来的な人口や年齢構成に見合った適切な施設機能を精査するとともに、長期的な視点を持って施設の在り方を検討していく必要があります。公共施設の安全性・利便性・快適性等のサービス水準を確保しながら、施設の長寿命化、維持管理費の削減、更新費用の平準化、低減等に取り組むことにより、将来への財政負担を軽減する必要があります。

(公共建築物とインフラ施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の試算額)



(公共建築物とインフラ施設を長寿命化した場合の試算額)



(公共建築物とインフラ施設の長寿命化による効果額)

	40年間	年平均
単純更新した場合 (①)	2,784.0億円	69.6億円
長寿命化した場合 (②)	2,076.0億円	51.9億円
効果額 (①-②)	708.0億円	17.7億円

## 4. 公共施設等総合管理計画に関する基本方針

### (1) 基本方針

公共施設には、行政サービスを提供するだけでなく、図書館や市民センター、総合体育館など市民の活動拠点や交流の場となる施設のほか、災害時には避難場所など防災拠点としての役割も担っています。

また、道路、橋りょう、上水道、下水道などは日常生活に必要不可欠な施設であり、安全性を確保するとともに安定的な供給が求められています。

今後、これらの施設を安心・安全な状態で使用できるよう維持管理を行うに当たり、厳しい財政状況が予想されています。さらには、人口減少による市税等の減少や、扶助費等の増大による投資的経費の抑制など市の歳入・歳出構造の変化が予想されていることから、維持更新費用の確保は、より困難な状況になると考えています。

一方で、建設から40年を経過している施設の老朽化が進行しており、今後40年間における公共施設等の長寿命化実施後の1年当たりの整備額は51.9億円との試算に至りましたが、一斉に更新時期を迎える公共施設等の更新は、本市にとって大きな課題です。

これらの課題を踏まえ、中長期的かつ総合的な視点から公共施設等を計画的に維持管理するとともに、将来にわたって市民の理解が得られるサービス水準を確保するため、「公共建築物」と「インフラ施設」の2つに分けて、管理等に関する基本的な考え方を設定することで、1年当たりの整備額を直近5か年平均の投資的経費である44.4億円に近づけることを目標に取り組みます。

財源の見込みについては国庫補助金や地方債、一般財源を見込んでおり、地方債については、償還時に交付税措置のある市債を優先的に活用することにより、一般財源の負担を軽減するとともに、後年度の償還費用の負担軽減に努めます。

#### ア. 公共建築物

##### ① 原則として（量的拡大を伴う）新規整備は行わない

- 長寿命化や<sup>(12)</sup> アセットマネジメントなど適正な管理を通して、既存施設の有効活用を図るとともに、<sup>(13)</sup> PPPや<sup>(14)</sup> PF Iなど民間活力の導入を検討することで、原則として（量的拡大を伴う）新規整備を行いません。
- 新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を十分に考慮します。

##### ② 施設総量の縮減

- （建替えなどの量的拡大を伴わない）施設を更新する場合、市民ニーズの多様化や少子高齢化など将来の人口年齢構成を適宜検証することで、「床面積の縮減」「同一用途の複数施設をより少ない施設規模や施設数に集約化」「複数の用途が異なる施設の複合化」「類似機能で異なる施設の統合」「民間施設の活用」「実施主体や管理運営主体の変更」など、施設の効率性向上のための方策を検討します。
- 市が保有する施設の使用を前提としない、市民サービスの提供を検討します。

方策	説明	イメージ
イ) 集約化	同一用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	
ロ) 複合化	施設の稼働状況や需要見通しを踏まえ、余剰・余裕スペースについて、周辺の異種用途施設と複合	
ハ) 類似機能(施設)の統合	政策目的(所管)は異なっているものの、実態が似通っている複数の機能について、実態に即して事業そのものや利用形態を統合	
ニ) 民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用	
ホ) 実施主体や管理運営主体の変更	施設規模や運営形態などを踏まえ、事業の実施主体や管理運営主体を民間などへ変更(PFIの導入など)	
ヘ) サービス提供方法の変更	事業そのものやサービスの在り方などを踏まえ、 (15) ICTの活用などにより、施設を前提としないサービスの提供方法に変更	

### ③ 適正な運営管理の推進

- 光熱水費などの<sup>(16)</sup>ランニングコストの縮減や施設使用料の検討など、施設運営に係る費用の最適化に努めます。
- 大規模改修や建替えが必要な施設については、周辺施設活用の可能性などを十分に検討した上で、実施の可否を判断するとともに、直近の財政状況を踏まえた平準化なども検討します。
- 施設の効率性向上によって、発生した余剰施設や土地の売却・貸付についても一体的に検討します。

## イ. インフラ施設

### ① 適切な維持管理の推進

- 施設の劣化や損傷の進行は、利用状況や設置された周辺環境等により施設ごとに異なることから、各施設の状態が的確に把握できるよう取り組みます。
- 施設の管理に当たっては、多種多様な施設があることを踏まえ、各施設の特性に合わせて、<sup>(17)</sup>予防保全型や<sup>(18)</sup>事後保全型等の手法を選択します。
- 河川施設など、経年劣化等による損傷に比して、地震等の災害など短期間で生じる損傷等によってその健全性が左右される施設については、日常の巡視や災害発生後の点検等により、施設の状態を適切に把握します。
- これらの取組により得られた施設の状態や維持管理に関するノウハウなどを蓄積するとともに、新たな維持管理・更新に係る技術についても検討します。
- 施設の維持管理や運営に当たり、必要に応じて市民参加や協働による取組を検討します。
- 長期にわたり各施設がその機能を発揮し続けるには、地震等への対策も必要となることから、修繕等の時期に、あわせて耐震性能や事故に対する安全性能の向上に取り組みます。

### ② 施設の長寿命化及び維持管理コストの縮減

- 施設の損傷が軽微である早期段階において、予防的な修繕を実施する「予防保全型維持管理」の導入を進め、施設の長寿命化に取り組みます。
- 予防保全型維持管理により、更新等の費用を把握し、必要な対策を計画的に実施することで維持管理コストの縮減を図るとともに、短期的に財政負担が集中しないよう、コストの平準化に努めます。
- インフラ機能を維持しながら、的確に更新等を行うため、施設自体の必要性について検討します。その結果、必要性の低い施設については、更新時期に解体・撤去を行います。



## (2) 点検・診断等の実施方針

施設管理者による日常及び定期的な自主点検を実施するとともに、法令等に基づく定期点検や外部委託による設備等の保守点検を適切な時期・方法により実施します。また、点検結果を踏まえて公共施設の劣化状況や実態を把握し、適切な対応を行うなどの予防保全に努めます。

## (3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の点検診断結果を踏まえた長期的な視点から、施設の重要度や劣化状況に応じた優先順位による計画的な改修・更新を行うことで、突発的な改修費用等を抑制するとともに、適切な時期に必要な対策を着実に実施するなど、将来費用の削減及び平準化に向けて取り組みます。

また、既に長寿命化計画が策定されている公共施設等については、個別の計画に沿った維持管理、修繕、更新等を実施し、長寿命化を図ります。

## (4) 安全確保の実施方針

日常点検等により施設の安全性について危険性が認められた場合、速やかに安全確保の改修を実施します。また、利用率や効用率の低い施設では、総合的な判断により改修せず、供用廃止や施設の取り壊しといった措置を検討します。

## (5) 耐震化の実施方針

1981（昭和56）年以前に建てられた旧耐震基準の建築物は、ほぼ耐震改修済みであるものの、公共施設等には災害時における拠点や物資及び人員の輸送施設として、重要な機能を担っていることから、発災時に十分な機能が発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上に努めます。

## (6) 長寿命化の実施方針

点検・診断等の結果を踏まえて、老朽化等を適正に把握し、計画的な修繕、改修等の管理を行い、公共施設等を良好な状態に保ち、公共施設等の長寿命化を図ります。

また、既に長寿命化計画が策定されている公共施設等については、個別の計画に沿った長寿命化を図ります。

## (7) <sup>(19)</sup> ユニバーサルデザイン化の推進方針

施設の大規模改修や更新をする際には、多様な利用者を考慮し、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」及び「名張市障害者福祉計画」等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮します。

## (8) <sup>(20)</sup> 脱炭素化に向けた施設整備の推進方針

地球温暖化対策のため温室効果ガスの排出量の削減など、脱炭素化に向けた取り組みとして、施設の照明の<sup>(21)</sup> LED化をはじめとする省エネ型の機器の導入を検討します。

### (9) 統合や廃止の推進方針

公共施設の統合や廃止の決定・実施については、老朽化や利用状況等の調査のほか、人口動態・人口年齢構成等を検証し、将来を見据えた適正な配置と効率的な管理を検討します。

また、そのまま維持することが不相当と認められる公共施設では、統合や解体といった検証を進める一方、余剰となった施設や敷地について、売却の可能性を検討します。

### (10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な情報の共有を図り、公共施設等に関する情報を一元管理する体制の構築を進めるとともに、公共施設等マネジメントプロジェクトチームを活用して、各部署と連携した公共施設のマネジメントに取り組みます。また、<sup>(2.2)</sup> 地方公会計制度の固定資産台帳を活用し、財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図り、予算編成においても長期的な視点に立った維持管理を行います。

### (11) <sup>(2.3)</sup> フォローアップの実施方針

本計画は長期的な計画であるため、<sup>(2.4)</sup> PDCAサイクルにより、計画の実行状況とそれに伴う効果の検証等をフォローアップします。

国の制度改正や社会情勢等の変化が生じたときは、適宜計画の見直しを行います。

さらに、公共施設の利用状況や老朽化、計画的な管理方針等、施設に関する情報を市民に開示します。



## 5. 施設類型ごとの管理に関する方針

### (1) 市民文化系施設

#### ア. 市民センター

- 2016（平成28）年4月から、名称を「公民館」から「市民センター」に変更したことに伴い、教育財産から<sup>(25)</sup>行政財産に変更しました。
- <sup>(26)</sup>指定管理者制度により、各地区のまちづくり協議会に運営を委ねています。
- 基本方針に基づき、修繕・補修を実施し、適切な維持管理に努めます。

#### イ. 比奈知集会所・比奈知第2集会所・一ノ井集会所・一ノ井第2集会所・譲集会所・挾田集会所・百々集会所

- 地域組織への管理運営委託（譲集会所は職員による管理運営）の下、建物の法定点検を定期的実施するとともに、点検結果や使用状況に基づき、中・長期的な維持管理・修繕等に努めます。
- 点検等により、利用者や第三者に被害が発生すると判断される場合は、安全性確保の観点から緊急的な修繕を実施します。
- 譲集会所（<sup>(27)</sup>新耐震基準以前）については、耐震診断を実施していないことから、計画を立案し、早急に実施します。

#### ウ. 旧細川邸やなせ宿

- 指定管理者制度の導入を含めた地域住民との協働・連携による管理運営を進めるとともに、利用実態等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討します。
- 施設利用者の増加に努めつつ、より効率的・効果的な施設運営を図ります。

#### エ. 国津の杜くにつふるさと館（国津の杜はぐくみ工房あらかぎとの複合施設）

- 指定管理者制度により、地区のまちづくり協議会に運営を委ねていますが、この体制を継続しつつ、より効率的・効果的な施設運営に努めます。
- 基本方針に基づき、建物の法定点検を定期的実施するとともに、点検結果や使用状況に基づき、中・長期的な維持管理・修繕等を実施します。

#### オ. 夏見廃寺展示館、名張藤堂家邸、観阿弥ふるさと公園

- 基本方針に基づき、年次的に修繕・補修を実施し、適切な維持管理に努めます。
- 点検等により、利用者や第三者に被害が発生すると判断される場合は、安全性確保の観点から緊急的な修繕を実施します。

#### カ. 青少年センター

- 2008（平成20）年度に照明設備や舞台吊物設備、空調設備などの大規模を行うと共に、2017（平成29）年度に音響設備及び吊天井落下防止対策の改修工事を実施しました。

今後は、2008（平成20）年度に行った舞台吊物設備が、保証期間を過ぎることから、年次計画で改修を進める予定です。

- 指定管理者制度を活用して、より効率的・効果的な施設運営を図るとともに、今後も基本方針に基づき、安全で良好な施設の環境を整備します。

### (2) 社会教育系施設（図書館、博物館等）

#### ア. 市立図書館

- 整備計画を策定し、年次的な保守管理（修繕等）を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- 1987（昭和62）年に建築した施設であるため、<sup>(28)</sup>バリアフリー化は不十分で、社会的障壁を除くための基礎的環境整備が必要です。

#### イ. 郷土資料館（旧錦生小学校）

- 資料館としての機能を高めるため、施設の改修を行います。
- 耐震化は完了していますが、築41年が経過し老朽化も進んでいることから、基本方針に基づき、適切な維持管理に努めます。

### (3) スポーツ・レクリエーション系施設

#### ア. スポーツ施設

- 老朽化等により改修が必要な施設については、利用頻度や必要性などを考慮した上で、集約の可能性も勘案して検討を進めます。
- 管理運営上、効率及び費用効果が見込まれる施設については、指定管理者制度の導入を進めます。

#### イ. 赤目四十八滝キャンプ場

- 2019（平成31）年4月1日付けで、「赤目四十八滝キャンプ場の設置及び管理に関する条例」を廃止し、「赤目四十八滝キャンプ場」における公共施設としてのサービスを終了しました。その後、地域の一般社団法人が「赤目四十八滝キャンプ場」の施設と運営を引き継いでいますが、建物の所有は本市であるため、構造躯体に係るものや雨漏り等の修繕は引き続き本市が行う必要があります。旧バンガロー（4棟）については、老朽化のため、2022（令和4）年度中に解体します。

#### (4) 産業系施設

- ア. 下比奈知水稻育苗施設、北出地区共同農作業場、下比奈知農機具保管庫、一ノ井農機具保管庫、一ノ井共同農作業場、譲農機具保管庫、短野・下三谷農村多目的共同利用施設
- 基本方針に即して、点検結果や使用状況に基づく、適切な維持管理に努めます。
  - 点検等により、利用者や第三者に被害が発生すると判断される場合は、安全性確保の観点から緊急的な修繕を実施します。
- イ. 比奈知大型作業場、赤目大型作業場、シルバーワークプラザ、勤労者福祉会館
- いずれの施設も築20年以上が経過しているため、「現状維持」の方向を基本として適切な維持管理に努めます。
  - 点検等により、利用者や第三者に被害が発生すると判断される場合は、安全性確保の観点から緊急的な修繕を実施します。

#### (5) 学校教育系施設

- ア. 小・中学校
- 「名張市学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設を計画的かつ適切に改修を行うことで、施設の長寿命化と共に安全安心な学校施設を維持管理していきます。
  - 「名張市学校施設長寿命化計画」に基づく改修の際には、バリアフリー、トイレの洋式化等の機能向上やICT整備等の教育環境を考慮した改修も併せて整備を進めます。
- イ. 教育集会所
- 比奈知教育集会所、一ノ井教育集会所、百々教育集会所ともに、建物の法定点検や検査等を定期的実施するとともに、職員（百々教育集会所については地元区）による自主点検を随時行い、維持管理及び修繕・改修等の老朽化対策に生かします。なお、利用者等の安全性を確保する上で、緊急的な措置が必要と判断される場合は、早急に対応します。
  - 老朽化対策について、大規模な修繕や改修等が必要な場合は計画的に実施することで、耐用年数の延長を図ります。
  - 比奈知教育集会所及び一ノ井教育集会所については、隣保館・児童館（一ノ井教育集会所の場合は老人福祉センターも含む）とともに指定管理者制度により、地域組織に管理運営を委ねたいと考えています。
- ウ. 子どもセンター（教育センター）
- 本施設は、1993（平成5）年に建てられた民間の研修施設を再生した施設であり、点検・診断等を踏まえ、老朽化を適正に把握し、計画的な修繕、改修等の管理を行います。
  - 特に、空調や音響などの設備については、20年以上が経過しているため、計画的な修繕を進め、健全な状態を維持し、長寿命化を図ります。

## (6) 子育て支援施設

### ア. 幼保・こども園

- 受入枠の拡大や少子化の進行に伴い、保育所の待機児童は減少傾向にありますが、築30年以上経過した施設が多く、老朽化が進んでいます。今後も随時、修繕等の対応を行い、適切な保育環境の維持管理に努めます。
- 公立幼稚園の園児数の著しい減少を受け、就学前の教育環境確保とともに、多様化する保育ニーズへの更なる対応を図るため、桔梗南幼稚園、名張幼稚園及び大屋戸保育所を統合し、2024（令和6）年度に民営の<sup>(29)</sup>認定こども園として開園する予定です。なお、2023（令和5）年度末で閉園する大屋戸保育所については、2024（令和6）年度に園舎を解体撤去する予定です。
- 既に民間法人への移管を行った保育所（9施設）に関しても、施設整備を行う際には、国の補助基準に基づく国・市負担分（初めて行う建替えについては国・市・法人負担分）を、また、国の補助対象以外の施設整備であっても、移管保育所が行う50万円以上の整備については当該経費の額を補助金として法人に交付することとしており、民営化後であっても施設整備に係る一定の費用を本市が負担していく必要があります。

### イ. 幼児・児童施設

- 放課後児童クラブについても、ニーズが増加傾向にあることから、2021（令和3）年度は百合が丘小学校において施設整備を行いました。今後も各施設の状況に応じて、適切な対応に努めます。
- こども支援センターかがやきについては、基本方針に基づき、適切な施設の維持管理に努めます。

### ウ. 児童館

- 比奈知児童館、一ノ井児童館ともに、建物の法定点検や検査等を定期的実施するとともに、職員による自主点検を随時行い、維持管理及び修繕・改修等の老朽化対策に生かします。なお、利用者等の安全性を確保する上で、緊急的な措置が必要と判断される場合は、早急に対応するとともに、施設の利用制限が必要な場合は利用者への周知徹底を図ります。
- 老朽化対策については、利用者の安全性確保を最優先し、大規模な修繕や改修等が必要な場合は計画的に実施することで、耐用年数の延長を図ります。
- 隣保館・教育集会所（一ノ井児童館の場合は老人福祉センターも含む）とともに、地域住民の生活改善及び向上や人権啓発推進の取組成果を検証の上、指定管理者制度により、地域組織に管理運営を委ねたいと考えています。

## (7) 保健・福祉施設

### ア. 隣保館

- 比奈知文化センター、一ノ井市民センターとともに、建物の法定点検や検査等を定期的  
に実施するとともに、職員による自主点検を随時行い、維持管理及び修繕・改修等の  
老朽化対策に生かします。なお、利用者等の安全性を確保する上で、緊急的な措置が  
必要と判断される場合は、早急に対応するとともに、施設の利用制限が必要な場合は  
利用者への周知徹底を図ります。
- 老朽化対策については、利用者の安全性確保を最優先し、大規模な修繕や改修等が必  
要な場合は計画的に実施することで、耐用年数の延長を図ります。
- 児童館・教育集会所（一ノ井児童館の場合は老人福祉センターも含む）とともに、地  
域住民の生活改善及び福祉向上や人権啓発推進への取組成果を検証の上、指定管理者  
制度により、地域組織に管理運営を委ねたいと考えています。

### イ. (比奈知) 老人憩の家・一ノ井老人福祉センター

- 建物の法定点検や検査等を定期的  
に実施するとともに、老人憩の家の場合は地域組織、  
一ノ井老人福祉センターの場合は職員による自主点検を随時行い、維持管理及び修  
繕・改修等の老朽化対策に生かします。なお、利用者等の安全性を確保する上で、緊  
急的な措置が必要と判断される場合は、早急に対応するとともに、施設の利用制限が  
必要な場合は利用者への周知徹底を図ります。
- 老朽化対策については、利用者の安全性確保を最優先し、大規模な修繕や改修等が必  
要な場合は計画的に実施することで、耐用年数の延長を図ります。
- 一ノ井老人福祉センターについては、児童館・教育集会所とともに指定管理者制度に  
より、地域組織に管理運営を委ねたいと考えています。

### ウ. 総合福祉センターふれあい

- 指定管理者制度の活用により、効率的・効果的な施設運営に努めるとともに、名張市  
社会福祉協議会との連携により、地域福祉・高齢者福祉やボランティア活動の活動拠  
点として、機能の充実を図ります。
- 1996（平成8）年に開設した施設であることから、効率性・必要性を考慮しつつ、  
経年劣化に伴う設備の更新を検討します。

### エ. 地域福祉活動拠点施設

- 地域における活動拠点として、地域の自主的な計画に基づき、施設の管理運営を行  
います。
- 基本方針に基づき、修繕・補修を実施し、適切な維持管理に努めます。

### オ. とれたて名張交流館

- 高齢者の活躍の場づくりとして整備した施設であることから、福祉・産業関係団体  
による運営協議会（無償貸与）による運営管理を行います。
- 基本方針に基づき、建物の法定点検を定期的  
に実施するとともに、点検結果や使用状  
況に基づき、中・長期的な維持管理・修繕等を実施します。

#### カ. まちの保健室

- 地元の地域づくり組織と連携・協働しながら、地域の保健と福祉増進の拠点となるよう充実を図ります。
- 基本方針に基づき、修繕・補修を実施し、適切な維持管理に努めます。

#### キ. もみじの家

- 2009（平成21）年から30年間の使用賃貸契約を結び、名張市手をつなぐ育成会に運営を委ねています。
- 名張市手をつなぐ育成会「もみじの家」により、施設利用者に必要な支援やニーズに十分配慮しながら、より効率的・効果的な施設運営に努めます。

#### ク. 保健センター

- 市内で1か所の設置で、主に乳幼児健診や母子手帳発行教室等を実施しています。また、同施設内には応急診療所を設置しており、利用者も多いことから、基本方針に基づく適切な維持管理により、現状維持に努めます。
- 同施設は、1984（昭和59）年の建築で、築30年以上経過していることから、定期的な検査を実施して予防的な維持補修を行うなど、長寿命化を検討します。

#### ケ. 子どもセンター（子ども発達支援センター）

- 建物の法定点検や検査等を定期的実施するとともに、職員による自主点検を随時行い、維持管理及び修繕・改修等の老朽化対策に生かします。
- 基本方針に基づき、引き続き適切な維持管理に努めます。

### (8) 医療施設

#### 保健センター（応急診療所）

- 保健センター内の複合施設として、市内で1か所設置していますが、1984（昭和59）年に建築した建物で、築30年以上経過していることから、定期的な検査を実施して予防的な維持補修を行うなど、長寿命化を検討します。
- 伊賀地域では、二次救急医療体制として3病院による輪番制を実施していますが、一次救急では、毎夜間・日曜・祝日等における応急診療所として、一定の役割を担っていることから、基本方針に基づく適切な維持管理により、現状維持に努めます。



## (9) 行政系施設

### ア. 市役所

- 建物の法定点検や検査等を定期的実施するとともに、職員による自主点検を随時行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理及び修繕・改修等の老朽化対策に生かします。
- 老朽化対策については、利用者の安全性確保を最優先し、大規模な修繕や改修等が必要な場合は計画的に実施することで、耐用年数の延長を図ります。
- 利用者等の安全性を確保する上で、緊急的な措置が必要と判断される場合は、早急に対応するとともに、施設の利用制限が必要な場合は利用者への周知徹底を図ります。

### イ. 消防施設

- 名張市消防庁舎・防災センターは2010（平成22）年度に移転新築しましたが、桔梗が丘分署は建築から47年、つつじが丘出張所は建築から38年を経過していることから、長寿命化対策と適切な建て替え時期の検討を進めます。
- 53棟ある消防団のポンプ庫の中には、老朽化の著しいポンプ庫が多くあり、今後、維持管理と計画的な建て替えが必要であることから、機動力のある軽積載車等を増やし、隣接するポンプ庫の統合を図ることも視野に入れつつ、長寿命化対策と適切な建て替え時期について検討します。
- 393か所ある公設防火水槽（水利の基準に満たないものを除く）及び1,312か所ある公設消火栓（水利の基準に満たないものを除く）について、名張市消防地水利規程に基づく調査点検を確実にを行い、漏水や破損などによる危害を未然に防ぐとともに、老朽化した消防水槽について、減水時には早急な修繕を行い、漏水防止を図るなど、消防水利の維持管理に努めます。なお、老朽化や土地利用の変更など、やむを得ない事情により、防火水槽を廃止する場合は、必要に応じ、消火栓を代替として検討します。

## (10) 公営住宅

- 「名張市営住宅等長寿命化計画」に基づき、継続的に活用が可能な市営住宅等に対して、指定管理者制度を活用した適切な維持管理等を実施するとともに、機能向上のための個別改修を推進します。
- 耐用年数が経過し、利便性に欠ける市営住宅の整備については今後策定予定の「立地適正化計画」を踏まえ、老朽化した市営住宅の整備方針を見直し、検討します。

## (11) 供給処理施設

### ア. 伊賀南部最終処分場（伊賀南部環境衛生組合が所有する施設）

- 1996（平成8）年度の供用開始より26年を経て、老朽化に伴う処理能力の低下が確認されていますが、今後も長期稼働が必要な施設であることから「施設改修計画」を策定して、施設の在り方を検討します。

イ. 伊賀南部浄化センター（伊賀南部環境衛生組合が所有する施設）

- 関係地域との操業延長に係る協定を、2024（令和6）年3月末まで延長し、協定期限まで稼働しますが、1985（昭和60）年の供用開始より30年以上の稼働を経て、著しく老朽化していることから、引き続き計画的な修繕の管理に努めます。また、協定期限後、稼働を停止した施設については、関係地域との協議の上、跡地利用等の計画を進めます。

ウ. 伊賀南部クリーンセンター（伊賀南部環境衛生組合が所有する施設）

- 2008（平成20）年度より稼働している施設で、関係地域との操業に係る協定を2034（令和16）年3月末まで延長し、協定期限まで稼働しますが、今後の施設の在り方は本市が策定する「一般廃棄物処理基本計画」に基づくとともに、稼働を行うための基幹改良や、老朽化している箇所においては計画的な修繕等を行うなど将来を見据え安定した施設管理に努めます。

エ. 伊賀南部ストックヤード（伊賀南部環境衛生組合が所有する施設）

- 2012（平成24）年度に供用を開始した施設で、今後は法定点検や検査等を定期的 to 実施するとともに、職員による自主点検を随時行い、それらの点検結果を蓄積し、計画的な維持管理及び修繕・改修等の老朽化対策に生かします。

（12）病院施設

ア. 市立病院、看護専門学校（介護老人保健施設「ゆりの里」は民間事業者は無償貸与済み）

- 施設の機能不全が生じないよう法令に基づく定期検査のほか、外部委託等を通じ日常的な点検作業を行い、その報告結果等を施設の維持管理に活用します。
- 施設の維持管理や修繕に要するコストの抑制に努めます。
- 点検・診断等により、予防的保全を図り、施設の長寿命化に努めるとともに、危険性があると判断された場合には緊急的な修繕を行うなど、安全確保に努めます。

（13）その他の施設等

ア. 斎場

- 建物の法定点検や検査等を定期的 to 実施するとともに、職員による自主点検を随時行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理及び修繕・改修等の老朽化対策に生かします。
- 老朽化対策については、利用者の安全性を最優先に実施し、大規模な修繕や改修等が必要な場合は計画的 to 実施することで、耐用年数の延長を図ります。
- 利用者等の安全を確保する上で、緊急的な処置が必要 to 判断される場合は、早急に対応するとともに、施設利用の制限が必要な場合は利用者への周知徹底を図ります。

#### イ. 火葬場（比奈知・一ノ井・百々）

- いずれの施設も、ほぼ火葬場としての利用がないことから、墓地に併設されている待合室も含めて、施設を廃止する方向で地域と相談を進めます。
- 安全を確保する上で、緊急的な処置が必要と判断される場合は、早急に対応するとともに、施設利用の制限が必要な場合は利用者への周知徹底を図ります。
- 百々火葬場（新耐震基準以前）を除き、耐震化は不要と判断しています。百々火葬場については、耐震診断を実施していないことから、廃止を前提とした安全対策を立案します。

#### ウ. 東山墓園

- 建物の法定点検や検査等を定期的実施するとともに、職員による自主点検を随時行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理及び修繕・改修等の老朽化対策に生かします。
- 老朽化対策については、利用者の安全性を最優先に実施し、大規模な修繕や改修等が必要な場合は計画的に実施することで、耐用年数の延長を図ります。
- 利用者等の安全を確保する上で、緊急的な処置が必要と判断される場合は、早急に対応するとともに、施設利用の制限が必要な場合は利用者への周知徹底を図ります。

#### エ. 赤目滝休憩所（八畳岩付近）

- 赤目四十八滝溪谷保勝会に管理を委ねていますが、老朽化のため廃止又は譲渡を検討します。

#### オ. トイレ（青蓮寺湖観光村便所・青蓮寺観光便所・名張駅前公衆便所・赤目口駅前公衆便所）

- 基本方針に基づき、今後も適切な維持管理に努めます。

### （14）インフラ施設

#### ア. 道路

- 「道路」はライフラインのもっとも重要な施設であり、現在認定している路線は2,767路線で、延長は約800,544mに達しています。
- 大半は高度経済成長期に集中的に整備されたものであり、施設（道路付属物含む）の老朽化が急速に進むなか、常に良好で安全な状態を保つ必要があります。
- 道路の管理では、個々の道路施設を把握・評価するとともに、投資効果を分析した上で、PDCAサイクルを回しながら道路管理体制の改善を図り、道路の安全性と信頼性の確保に努めます。

#### イ. 公園

- 現在、本市では165個所の公園を管理していますが、これらの大半は住宅団地の開発時に整備されたもので、近年遊具や防護柵等の老朽化の進行が懸念されています。
- 利用者の安全を確保し事故等を未然に防ぐため、定期点検と健全度評価を実施し、この結果に基づき、2015（平成27）年度に「公園施設長寿命化計画」を策定しました。
- 公園は住民の憩いの場であり、人の心に癒しを提供し、子どもたちに遊びの空間を提供する施設であることから、安全で安心して利用できるよう「公園施設長寿命化計画」に基づき、改築や修繕を進めます。

#### ウ. 橋りょう

- 現在、本市では325本の道路橋を管理していますが、その多くが1980（昭和55）年以前、集中的に整備されたもので、最重要施設でありながら、近年老朽化の進行が懸念されています。
- 老朽化による安全性の低下に対応するため、2013（平成25）年度、橋長2m以上の道路橋を対象に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。
- 2014（平成26）年度に道路橋の近接目視による定期点検（5年毎）が義務化されたことから、当該の点検結果を踏まえつつ、各道路橋の健全度とコスト縮減効果を考慮し、修繕を進めます。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」については、修繕すべき橋りょうとその時期を決定する予防保全型の維持管理が求められるため、随時見直しを進めます。

#### エ. 上水道施設

- 「第2次名張市水道ビジョン」に基づき、引き続き計画的に、老朽施設・老朽管の更新・改良を進めるとともに、耐震性の向上に努めます。

#### オ. 下水道施設

- 公共下水道事業は、2006（平成18）年供用開始であるものの、移管を行った管渠が布設後40年以上経過していることから、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、順次施設の更新・改良を進めます。
- 農業集落排水施設については、最初の処理区が2009（平成21）年供用開始であることから、施設の機能強化対策と併せて「維持管理適正化計画」を策定し、施設の適正な機能維持に努めます。

■ 用語解説

(1)	インフラ施設	適正な都市化を促進するために必要な都市的規模に及ぶ施設の中で、道路・公園・上下水道・エネルギー供給施設等の公共施設(=都市基盤施設)。
(2)	義務的経費	地方公共団体の経費のうち、固定的に支出される経費で、歳出のうち特に人件費・公債費・扶助費のこと。
(3)	更新	老朽化に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。
(4)	インフラ長寿命化基本計画	老朽化対策に関する政府全体の取組として、2013(平成25)年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年11月にとりまとめられた計画のこと。 今後、基本計画に基づき、国・自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現するとされている。
(5)	長寿命化	施設の更新年数を延長し、供用期間を延ばすこと。
(6)	マネジメント	マネジメントは一般に「管理」と訳されますが、マネジメント理論では「管理」という意味合いのほかに、「評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化」など様々な要素を含んでいます。 マネジメントの対象は「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の4つで経営管理論では、マネジメントはこれら4つのリソース(資源)を有効に活用し、経営効率の最大化とされている。
(7)	維持管理	施設・設備・構造物等の機能を維持するために、必要となる点検・調査・補修などのこと。
(8)	国立社会保障・人口問題研究所	人口や世帯の動向をとらえるとともに、社会保障政策や制度について研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関。
(9)	地方交付税	地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するもの。
(10)	扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの国の法律に基づき、あるいは地方公共団体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策として支出する経費。
(11)	投資的経費	学校や文化施設などの建築物・道路・公園などの都市基盤施設の建設や用地購入などにあてられる経費。
(12)	アセットマネジメント	アセット(資産)を効率よくマネジメント(管理・運用)するという意味で、公共施設等の安全性や利便性などのサービスレベルを確保するとともに、長寿命化や維持管理費の縮減を図り、次世代への財政負担の軽減を目的とする。
(13)	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップの略。 官と民が連携して公共サービスの提供を行うことで、PFIはPPPの代表的な手法の一つ。

(14)	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略。 民間の資金とノウハウを活用して、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。
(15)	ICT	情報や通信に関連する科学技術の総称で、特に電気・電子・磁気・電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存・加工・伝送する技術のこと。 本計画では、通信を前提とする諸技術（インターネットなど）という意味合いで使用している。
(16)	ランニングコスト	建築物やインフラ施設の保守・管理に必要な費用のこと。 これに対し、導入に必要なコストは「イニシャルコスト」と呼ばれる。
(17)	予防保全型	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施し、機能の保持・回復を図る手法。
(18)	事後保全型	施設の機能や性能に明らかな不都合が生じてから修繕を行う手法。
(19)	ユニバーサルデザイン	障がい者、高齢者、健常者などの区別なく、誰でも分け隔てなく使える、通れる、住めるように商品、街、公園、家の設計、デザインをしたもの。
(20)	脱炭素	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を抑えること。
(21)	LED	LED (Light Emitting Diode:発光ダイオード) 技術を利用したランプ。従来の白熱灯や蛍光灯に比べ消費電力が少なく、長寿命。
(22)	地方公会計制度	現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする制度。
(23)	フォローアップ	ある事柄を徹底させるために、もう一度実行したりその後の進展などを継続的に調査すること。
(24)	PDCAサイクル	PLAN (計画) → DO (実行) → CHECK (確認) → ACTION (見直し) の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。
(25)	行政財産	国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供している財産及び供することを決定した財産。
(26)	指定管理者制度	地方自治体の指定を受けた民間企業・NPO・市民グループなどが公の施設の管理を行う制度。
(27)	新耐震基準	1981 (昭和56) 年6月1日に導入された建築基準法に基づく現行の耐震基準のことで、阪神・淡路大震災では新耐震基準が導入された1981 (昭和56) 年以前に建築されたものに大きな被害が発生した。
(28)	バリアフリー化	住宅・公共施設・交通機関・身の回りの商品などを障がい者や高齢者が生活するのに支障のない構造や仕様にする事。
(29)	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育ても行う施設。都道府県知事が条例に基づき認定する。